

令和3年第10回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和3年10月28日（木） 13時32分開会
14時44分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	村元 重夫
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高校事務長	出島 雅彦

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

- ・ 日程第1 議案第28号 指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定に係る議案に関する意見の申出について
- ・ 日程第2 議案第29号 指宿市今村光雄奨学資金条例の制定に係る議案に関する意見の申出について
- ・ 日程第3 議案第30号 指宿市文化財保護条例施行規則の一部改正について
- ・ 日程第4 議案第31号 指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について

- ・ 日程第5 議案第32号 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について
- ・ 日程第6 議案第33号 指宿市指定文化財以外の文化財に係る補助金交付要綱の一部改正について
- ・ 日程第7 議案第34号 指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について
- ・ 日程第8 議案第35号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について
- ・ 日程第9 議案第36号 指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体の決定について
- ・ 日程第10 議案第37号 指宿市青少年の善行等被表彰者の選考について

(7) その他

(8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和3年第10回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第9回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1 項目目でございます。

9月29日、令和3年第3回指宿市議会定例会本会議が市議会議場でありました。

2 項目目でございます。

9月30日、南薩教育事務所・市教育委員会合同学校訪問が柳田小学校で行われました。環境も整っており、チーム学校をテーマに、創意工夫がされた授業がなされておりました。

3 項目目でございます。

同じく30日、開聞地区いぶ好き『ふるさと学』学習発表会の視察に行っていました。開聞地区の小学校、中学校における総合学習の時間において、地域の方々から郷土芸能を指導していただき、リモートで発表会が行われたところでございます。いぶ好き『ふるさと学』の学びの一環として、すばらしい発表会が行われておりました。

4 項目目でございます。

10月1日、10月1日付異動の職員に辞令交付式がございました。

5 項目目でございます。

同じく1日、第41回指宿市新型コロナウイルス対策本部会議が市長応接室でありました。コロナ禍による緊急事態措置・まん延防止等重点措置の解除に伴いまして、会議が行われたところです。これに伴いまして、教育施設も再開をいたしました。

6 項目目でございます。

10月4日から6日までの3日間、中間申告の校長面談を行いました。市立小学校、中学校、高等学校の校長先生方に、現状報告と後期の学校経営についてお聞きしたところでございます。

7 項目目でございます。

10月4日、令和3年度新規採用職員の後期研修会の講話をさせていただきました。内容につきましては、公務員の心得についてお話をさせていただいたところでございます。

8 項目目でございます。

10月11日、南薩教育事務所・市教育委員会合同学校訪問を川尻小学校で行ったところでございます。学校全体、落ち着いておりました。環境も整っており、授業参観の中では小規模校を活かしながら、授業の工夫が見られました。

9 項目目でございます。

10月18日、市教育委員会学校訪問が山川中学校で行われ、福富委員にご出席いただき、ご指導いただいたところでございます。環境も整備されておりまして、明るい雰囲気がとても印象的でした。先生方がテキパキと明るく、創意工夫のある丁寧な授業の展開がされておりました。

10 項目目でございます。

10月19日、小・中一貫教育及びコミュニティスクール県連絡協議会がリモートで行われました。

11 項目目でございます。

同じく19日、第1回外部評価委員会が大会議室で行われました。令和2年度の2事業に対して、委員の方々に点検、そして評価をしていただいたところでございます。

12 項目目でございます。

10月22日、県市町村教育委員会連絡協議会第2回幹事会に出席してまいりました。

13 項目目でございます。

10月26日、県教育委員会との意見交換会に参加してまいりました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，議案第28号，指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1，議案第28号，指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定に係る議案に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，三光機械株式会社から3千万円の寄附があり，市の奨学資金基金の充実を図るため，この条例を制定しようとするものであります。

議案の主な内容につきましては，教育総務課長が説明いたします。

(紺屋課長)

それでは，基金条例の概要について，ご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

第2条において，積み立てる額は，一般会計歳入歳出予算で定める額とするとしています。

第3条第1項において，基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も有利な方法により保管しなければならない。同条第2項において，基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしています。

第4条において，基金の運用から生じる益金は，一般会計歳入歳出予算に計上して，第1条の基金設置の目的の経費に充てるものとするとしています。

第5条において，基金は，第1条に規定する目的のため，必要に応じ，その全部又は一部を処分することができるとしています。

附則において，この条例は，公布の日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

この基金は給付型なのか，貸与型なのか，改めてお伺いいたします。

(紺屋課長)

この基金に積み立てる額を奨学資金に活用していくわけですが，この奨学資金につきまして

は、給付型でございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第28号については、提案のとおり同意することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第1，議案第28号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2，議案第29号，指宿市今村光雄奨学資金条例の制定に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2，議案第29号，指宿市今村光雄奨学資金条例の制定に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市今村光雄奨学資金条例の制定に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、向学の意味能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学資金を支給することにより、有用な人材を育成することを目的とし、その運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

議案の主な内容につきましては、教育総務課長が説明いたします。

(紺屋課長)

それでは、奨学資金条例の概要について、ご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

第2条において、奨学資金の名称は、「今村光雄奨学資金」としてしています。

第4条において、奨学資金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、第1号において、市に住所を有する者の子弟であること。

第2号において、学校教育法に規定する大学，短期大学，専修学校（専門課程に限る。）又は高等専門学校（第4学年以上に限る。）に在学していること。

第3号において、奨学資金の支給を受けようとする年度の3月31日現在において満23歳未満の者であること。

第4号において、学資の支弁が困難と認められること。

第5号において、学業及び素行が優秀であることとしています。

第5条において、奨学資金の額は、月額1万円とし、1人当たり12万円を限度とするとしています。

次のページをご覧ください。

第6条において、奨学資金の支給期間は、奨学資金の支給を受けることとなった月の属する年度内とするとしています。

第7条において、奨学生は、毎年度10人以内とするとしています。

第9条において、奨学生は、教育委員会が市長と協議してこれを決定するとしています。

第10条において、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の支給を停止するとし、第1号において、第4条（第3号を除く。）に掲げる要件のいずれかを欠いたとき。

第2号において、奨学資金を必要としない事由が生じたとき。

第3号において、疾病などのために学業を続ける見込みがないとき。

第4号において、前3号に掲げるもののほか、奨学生として適当でない認めるときとしています。

附則において、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしています。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

第4条の1号から5号までにつきまして、今ある大重・岩崎奨学資金と比較しまして、違うところがあったら教えてください。

(紺屋課長)

第4条の中で違うところにつきましては、第2号でございます。ここでは、大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）又は高等専門学校（第4学年以上に限る。）としておりますが、新小田奨学資金の場合は高校生でございます。

次の第3号につきまして、奨学資金の支給を受けようとする年度の3月31日現在において満23歳未満である者。これにつきましては、ストレートで大学に入った場合、大学4年生までの間で申請が可能となりますが、新小田奨学資金の場合は、高校3年間申請ができます。ここが違う点でございます。

(七夕職務代理者)

今、課長のほうから新小田奨学資金という言葉が出ましたけれども、大重・岩崎奨学資金は、この奨学資金と同じで、大学生等に向けての奨学資金となると思いますので、大重・岩崎奨学資金と違うところをお伺いしております。

(紺屋課長)

申し訳ございませんでした。大重・岩崎奨学資金と違う点でございますが、一番大きな点としましては、今村光雄奨学資金は給付型ですが、大重・岩崎奨学資金は貸与型でございます。あと、奨学生の資格としまして、大重・岩崎奨学資金につきましては、高校生も入ってきます。先ほど説明しました、今村光雄奨学資金には高校生は入っていないので、そこが違う点でございます。

(福富委員)

第7条の奨学生は、毎年度10人以内とするという理由を教えてください。

(紺屋課長)

10人以内とした点につきましては、支給型の新小田奨学資金の人数と合わせたものです。たくさんの方に支給できるようにということで、10人以内としたところでございます。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第29号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第29号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第30号，指宿市文化財保護条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，議案第30号，指宿市文化財保護条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の7ページをご覧ください。

指宿市文化財保護条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、文化財保護法の一部を改正する法律が令和3年4月23日に公布されたことに伴い、第12条に規定する補助金の交付の対象となる事業等を拡充し、市指定文化財の更なる保存及び保護の推進を図るため、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

9ページの新旧対照表をご覧ください。

別表において、補助金を交付することができる事業を記載しておりますが、下線部分のとおり改正を行い、新たに交付対象文化財として無形文化財を追加しようとするものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第30号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3、議案第30号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、議案第31号、指宿市体育施設条例施行規則の一部改正についてを議題いたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4、議案第31号、指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の11ページをご覧ください。

指宿市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきまして、ご説明いたしますので12ページをご覧ください。

第8条において、使用料の後納をうたっておりますが、後納できるものは、「国、地方公共団体その他これに準ずるもの」となっております。体育施設では、長期間の利用の場合、使用時間や使用場所の変更が生じることがあり、その都度、変更申請や前納した使用料の返却などの

手続きを行っておりますが、大会や合宿で利用される団体の多くが後納での使用料の支払いを希望されているところであります。

このようなことから、大会や合宿等で利用する団体の利便性の向上と事務の効率化を図るため、「国、地方公共団体その他これに準ずるもの」を「緊急その他やむを得ない事情があるもので教育委員会が認めるもの」に改正し、使用料を後納できるようにするものであります。

第9条は、使用料の減免についてうたっておりますが、スコアボード使用料について、照明料同様、減免の対象とはしないよう改正するものであります。

また、指宿市営野球場改修工事により、照明施設を撤去し、スコアボードが新たに設置されたことから、別表において、市営野球場の照明設備使用料を削除し、新たにスコアボード使用料を設定するものであります。

なお、スコアボード使用料の積算につきましては、電気基本料金と使用時の消費電力及び年間維持費の1時間当たりの金額を算出し、その合計額を2分の1した金額であります。

13ページから14ページには、新旧対照表を掲載してありますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、附則において、この規則は、令和3年12月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第31号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第31号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第32号、指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5、議案第32号、指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の15ページをご覧ください。

指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、本事業の対象となる文化振興対策に関する事業を拡充し、更なる基金の活用を図るため、この要綱の所要の改正をしようとするものであります。

17ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1において、本基金を活用し補助できる事業内容等を記載しておりますが、そのうち(3)文化振興対策の文化振興費助成事業の事業内容について、下線部分のとおり改正を行い、本市の小・中学校、高等学校の児童又は生徒の文化振興を図る事業に加え、それ以外の市内で行う文化振興対策に関する事業においても、特に市長が認めた事業については、補助事業の対象にしようとするものであります。

なお、附則において、この要綱は令和3年10月28日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

別表第1に付け加えられた、市内で行う文化振興対策に関する事業というのは、具体的にどのようなものがありますか。

(中摩参与)

市内で行う文化振興対策に関する事業につきましては、営利事業ではなく、かつ市内の文化振興に資するような事業と考えております。

例えば、学校内で壁画を作るような事業がされております。砂楽の階段に壁画が描かれるような事業が行われておりまして、指宿市内全域を、そういった壁画等の絵画で飾っていくような事業等が実際行われております。そうした、市民の芸術文化を振興するような事業が行われていますが、従来の要綱でありましたら、小・中学生、高等学校生が主に参加者として行われている事業のみが対象となっていたところがございます。そういったことも考慮の上、事業を取捨選択しながらではございますけれども、今後は対象としてまいりたいと考えたところがございます。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5，議案第32号については，提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第5，議案第32号は，提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に，日程第6，議案第33号，指宿市指定文化財以外の文化財に係る補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第6，議案第33号，指宿市指定文化財以外の文化財に係る補助金交付要綱の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の18ページをご覧ください。

指宿市指定文化財以外の文化財に係る補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，文化財保護法の一部を改正する法律が令和3年4月23日に公布されたことに伴い，本事業の対象となる文化財の指定区分を拡充し，更なる保存及び保護の推進を図るため，この要綱の所要の改正をしようとするものであります。

20ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条において，本補助金を交付することができる文化財の指定区分を記載しておりますが，そのうち(1)県指定文化財及び(2)国登録有形文化財について，下線部分のとおり改正を行い，これまで本補助金の交付対象とされていなかった国指定文化財，国登録有形文化財，国登録有形民俗文化財，国登録無形文化財及び国登録無形民俗文化財を交付対象にしようとするものであります。

また，別表において下線部のとおり改正を行い，交付対象となる文化財に無形文化財を追加するものであります。

なお，附則において，この要綱は令和3年10月28日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

無形文化財の原材料・用具について，どのようなものがあるのか具体的に教えてください。

(中摩参与)

無形文化財につきましては、例えば、演劇や音楽又は工芸技術。具体的に言いますと、例えば陶芸や織物を作る技術や、国の重要無形文化財であれば、人間国宝が受け継ぐような技術。そういった類のものが無形文化財と呼ばれているものでございます。

今回、この無形文化財の保存について、国が制度を拡充させたことから、対象を増やしているところでございます。原材料・用具の確保につきましては、先ほど申し上げました技術的な内容であったならば、工芸をつくる道具関係、特殊な用具の製作関係等を考えております。

ただ、現在のところは指宿市内において、国の登録無形文化財、県の無形文化財等の指定物件がないところではございます。しかし、今後、そういったものが出てくることを想定して、今回、対象を広げて準備をしていくところでございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6、議案第33号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第6、議案第33号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第7、議案第34号、指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第7、議案第34号、指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の22ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校学則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、鹿児島県立高等学校が入学願書及び誓約書への押印を廃止したこと及び令和4年度からの指宿商業高等学校の学科再編に伴い、この学則の所要の改正をしようとするものであります。

25ページの新旧対照表をご覧ください。

「第2号様式」(入学願書)については、学科再編に伴い、併願を希望する者の記入欄を加え、県立高等学校の学則を準用し、「印」を削除するものであります。

26ページをご覧ください。

「第2号様式の2」については、様式の一番下の「印」を削除するものであります。

27ページをご覧ください。

「第3号様式」については、「印」、「性別記入欄」及び様式の下に記載してある「注」を削除するものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7、議案第34号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第7、議案第34号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第8、議案第35号、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第8、議案第35号、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について、提案のご説明を申し上げます。

28ページをご覧ください。

指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程第5条の規定に基づき、別紙の者を社会教育功労者及び社会教育優良団体として決定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第16号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

31ページをご覧ください。

指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の第2条において表彰の基準を、第3条において表彰の対象となる活動について規定しております。

32ページをご覧ください。

被表彰者の決定につきましては、第5条において「教育委員会は、前条の推薦を受けたときは、社会教育委員の会議に諮り、その意見を聴いた上で被表彰者を決定するものとする。」と定められております。

推薦がありました表彰候補につきましては、社会教育課長がご説明いたします。

(村元課長)

29ページをご覧ください。

まず、社会教育功労者の表彰候補です。今回、推薦されました候補者は4人です。

1人目は、玉城康秀氏です。玉城氏は、平成24年6月から平成30年10月まで、丹波キッズお楽しみ教室の「将棋教室」の講師を務められ、また現在に至るまで自主講座「指宿将棋愛好会」に所属し、後進の指導にあたるなどの活動を行ってきております。長年に渡り、子供たちに将棋の教育・指導を熱心に行い、将棋の楽しさ・面白さを普及するとともに、自主講座での活動を通して後継者育成にもご尽力いただいております。今回、ボランティア活動の分野で表彰に該当するものとし、丹波校区公民館長から推薦されたものであります。

2人目は、中川壽緒氏です。中川氏は、平成23年6月から令和3年3月まで、丹波キッズお楽しみ教室の「将棋教室」の講師を務められ、また現在に至るまで自主講座「指宿将棋昇竜会」に所属し、後進の指導にあたるなどの活動を行ってきております。長年に渡り、子供たちに将棋の教育・指導を熱心に行い、将棋の楽しさ・面白さを普及するとともに、自主講座での活動を通して後継者育成にもご尽力いただいております。今回、ボランティア活動の分野で表彰に該当するものとし、丹波校区公民館長から推薦されたものであります。

3人目は、川迫新一郎氏です。川迫氏は、旧利永小学校通学路沿いにある自動車整備工場働きながら、10年以上の長きにわたり沿道に立ち、登校する子供たちに挨拶や声掛けをしながら、交通安全のための見守り活動を行ってきております。毎朝、登校する子供たちに元気に声をかけ、見守ってもらえることは、児童のみならず、保護者や地域住民にも元気と安心感を与えております。今回、青少年教育活動の分野で表彰に該当するものとし、利永校区公民館長から推薦されたものであります。

4人目は、永吉正文氏です。永吉氏は、平成25年から学校応援団ボランティアとして、放課後子ども教室における学習指導・見守りや郷土芸能指導、安全指導などの活動を行ってきております。地域コーディネーターからの信頼も厚く、子供たちへの丁寧な学習指導や体験交流はもちろん、放課後子ども教室では、開始30分前に来校し、準備からご協力いただいております。今回、ボランティア活動の分野で表彰に該当するものとし、開聞校区公民館長から推薦されたものであります。

次に、社会教育優良団体の表彰候補です。今回推薦されました団体は、「指宿手話サークルの花」であります。同団体は、昭和56年に手話講習会修了生を中心に手話サークルとして発足し、毎月3回の定例学習会を行い、市主催の成人式や生涯学習フェスティバル等における手話通訳などのイベント支援を中心に活動しております。

また、指宿図書館においては、職員研修の一環として手話を学ぶ際に同団体の支援を受けております。公共施設における障害者支援は、全ての市民に等しく利用していただくという社会教育施設の理念に沿うものであり、今後も様々な施設との連携が期待される所です。今回、ボランティア活動の分野で表彰に該当するものとし、指宿市立指宿図書館長から推薦されたものであります。

これら候補者の推薦につきましては、先般、9月28日に開催された、令和3年度第2回社会教育委員の会議で、ご意見を伺っております。会議の中では、推薦のあった社会教育功労者の表彰候補4名及び社会教育優良団体の表彰候補1団体の表彰は、いずれも妥当であるというご意見を全会一致でいただいております。

なお、本日決定いただきましたならば、11月27日、ふれあいプラザなのはな館で開催予定の生涯学習フェスティバルにて表彰を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

永吉さんについては、よく存じ上げておりますが、表彰候補推薦として何も異議がありません。他3名の方、1団体につきましても、活動分野及び内容を読ませていただきまして、表彰候補として妥当だと思えます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第8、議案第35号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第8、議案第35号は、提案のとおり同意することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第9、議案第36号、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第9、議案第36号、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体の決定について、提案のご説明を申し上げます。

33ページをご覧ください。

指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程第5条の規定に基づき、別紙の者を指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体として決定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第16号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

35ページをご覧ください。

被表彰者の決定につきましては、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程第5条におきまして「教育委員会は、前条の推薦を受けたときは、指宿市文化財保護審議会に諮り、その意見を聴いた上で被表彰者を決定するものとする。」と定められております。

また、表彰の基準については第2条に、表彰の対象となる活動は第3条に規定しております。推薦がありました表彰候補につきましては、中摩教育部参与がご説明いたします。

(中摩参与)

それでは、34ページにお戻りください。

まず、指宿市歴史文化振興功労者の表彰候補です。今回、推薦されました表彰候補は1名となっております。

今林祥郎氏です。今林氏は、過去に二反田川の氾濫により何度か水没した殿様湯や湯権現の保存・清掃活動に尽力し、地域の文化財保護に大きく貢献されております。今回、文化財保護活動の分野で表彰に該当するものとし、二月田公民館長から推薦されました。

次に、指宿市歴史文化振興優良団体の表彰候補です。今回推薦されました表彰候補は、2団体であります。

1団体目は、玉の井にこにこふれあいクラブです。玉の井にこにこふれあいクラブは、平成26年に創立された団体で、現在までに約8年半以上の活動を継続的に行っています。玉の井にこにこふれあいクラブは、地域にとって愛着があり、貴重な文化財として守ってきた玉の井・霧島神社の清掃活動を月1回実施しており、地域の文化財保護に大きく貢献されております。今回、文化財保護活動の分野で表彰に該当するものとし、玉井公民館長から推薦されました。

2団体目は、成川神舞保存会です。成川神舞保存会は、昭和46年に創立された団体で、現在まで約50年以上の活動を継続的に行っています。成川神舞保存会は、地域に残る大切な伝統行事を復活させ、その後も着実に次の世代へと受け継がれていくように尽力されており、地域の伝統文化の振興と地域コミュニティの活性化に大きく貢献されております。今回、伝統行事継承活動の分野で表彰に該当するものとし、成川区長から推薦されました。

ただいま説明しました、指宿市歴史文化振興功労者の表彰候補1名及び指宿市歴史文化振興優良団体の表彰候補2団体の被表彰者の決定につきましては、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程第5条におきまして、「教育委員会は、前条の推薦を受けたときは、指宿市文化財保護審議会に諮り、その意見を聴いた上で被表彰者を決定するものとする。」となっております。

これら表彰候補の推薦につきましては、8月20日に開催されました令和3年度第3回指宿市文化財保護審議会で、ご意見を聴いております。会議の中では、推薦のあった歴史文化振興功労者の表彰候補1名及び歴史文化振興優良団体の表彰候補2団体の表彰は、妥当であるというご意見を全会一致でいただいております。

なお、本日、決定いただきましたならば、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程第6条に基づき、11月27日、土曜日、ふれあいプラザなのはな館で開催予定の生涯学習フェスティバルにて表彰を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

開聞十町の玉の井にこにこふれあいクラブですが、このクラブは老人クラブとは違って、高齢者を中心とした活動団体であると聞きました。笠口，玉井，中組の会員がいらっしゃるようです。そして、候補者1名，他1団体とも表彰をされることにより，より一層の励みになると思いますので，よろしく願いいたします。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第9，議案第36号については，提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第9，議案第36号は，提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に，日程第10，議案第37号，指宿市青少年の善行等被表彰者の選考についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第10，議案第37号，指宿市青少年の善行等被表彰者の選考について，提案のご説明を申し上げます。

37ページをご覧ください。

指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則第4条の規定に基づき，別紙の者を善行等被表彰者として選考したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第16号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

42ページをご覧ください。

被表彰者の決定につきましては，指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則第4条におきまして，「被表彰者は，選考委員会の会議で選考し，教育委員会で協議のうえ，市長が決定する。」と定められております。このため，各団体からの推薦を受けまして，先般，9月30日に

青少年善行等表彰者選考委員会の会議を開催し、審査を行った結果、個人3名及び1団体が選考されたところであります。

また、表彰の基準となる善行又は他の模範となる行為につきましては、第2条に規定しております。

選考委員会の会議で選考された個人、及び団体につきましては、社会教育課長がご説明申し上げます。

(村元課長)

それでは、まず、選考された個人3名につきまして、ご説明を申し上げます。

38ページをご覧ください。

1人目は、水流春花さんです。指宿高等学校の生徒で、2年生です。水流さんは、指宿市ジュニア・リーダークラブに所属し、今年度は副会長として活動しております。

また、毎週月曜日に柳田小学校で行われている放課後子ども教室に令和2年10月から参加し、児童への学習指導やレクリエーション、見守り等に積極的に取り組むなど、児童からの信頼も厚いとのこととあります。さらに、自分だけでなく、他の同級生にも参加を呼びかけ、ボランティア意識や活動を広げようと努めており、その情熱と行動力は、他の模範となっているということで、指宿市子ども会育成連絡協議会長から推薦されたものであります。

選考委員会におきましては、表彰基準の第6号「その他」、前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

2人目は、新西美羽さんです。鳳凰高等学校の生徒で、3年生です。新西さんは、中学1年生から指宿市ジュニア・リーダークラブに所属し、持ち前の明るさで会を盛り立て、会員相互の親睦を図るとともに、積極的に活動の充実に努めるなど、他の会員からの信頼も厚いとのこととあります。

また、指宿市子ども会育成連絡協議会や、指宿市教育委員会主催の体験活動にもボランティアとして積極的に参加する中で、司会などを数多く経験し、リーダーとしての役割を果たしております。さらに、レクリエーションの内容をまとめたノートを率先して作成するなど、行動力・向上心ともに旺盛で、ボランティア意識が強く、他の模範となっているということで、指宿市子ども会育成連絡協議会長から推薦されたものであります。

選考委員会におきましては、表彰基準の第6号「その他」、前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

39ページをご覧ください。

3人目は、坂元里菜さんです。鹿児島実業高等学校の生徒で、3年生です。坂元さんは、小学1年生から書道を始め、現在は鹿児島実業高等学校の書道部に所属し、部長を務めており、イベントで書道パフォーマンスを披露したり、様々な書道展で入賞したりするなど、県内外で活躍しております。令和2年度に行われた第51回鹿児島県高等学校書道展では準大賞を受賞し、鹿児島県代表の一人として九州大会に出場しました。九州大会では、第3席という優秀な成績を収めました。

また、母校である徳光小学校の閉校記念式典のために、地域の友人等と大きな書道作品を制作した際には、鹿児島実業高等学校書道部での経験を生かして様々なアドバイスをし、メンバーの中心となって作品を制作するなど、地域にも貢献しているということで、徳光校区公民館長から推薦されたものであります。

選考委員会におきましては、表彰基準の第5号「努力」、いかなる環境にも負けず、明るい心を失わないで学業やスポーツに励んだ行為及び第6号「その他」、前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

引き続きまして、選考された1団体につきまして、ご説明を申し上げます。40ページをご覧ください。

上野猿の子踊り保存会であります。同団体は、昭和44年に設立され、「市無形民俗文化財」に指定されております。開聞小学校・川尻小学校・開聞中学校での「いぶ好き『ふるさと学』」において、保存会の指導者が踊りの歴史について教えたり、踊りを指導したりして、上野区の児童・生徒だけではなく、開聞地域全体として児童・生徒が「上野猿の子踊り」について触れあう機会を設けております。踊りを学ぶことによって、児童・生徒が郷土について学び、愛着や誇りをもつ一端となっております。

また、上野地区敬老会、開聞郷土芸能祭、開聞地域文化祭へ出演しており、猿に扮した子供達の面白おかしく飛び跳ねたり、芸をしたりする姿は観客を喜ばせているとともに、地域の高齢者の楽しみの一つとなっております。他にも、上野区の「むらづくり大会」に出演することで、上野区民だけではなく、上野区出身者の方々や他地域の保存会の方との交流も生まれ、地域の活性化につながっているということで、指宿市郷土芸能保存会長から推薦されたものであります。

選考委員会におきましては、表彰基準の第6号「その他」、前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

なお、本日、決定いただきましたならば、11月27日、ふれあいプラザなのはな館で開催予定の生涯学習フェスティバルにて表彰を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

指宿高等学校2年生の水流春花さんですが、総合的な探究の授業においても、指宿の商店街の活性化を考えるチームのリーダーも任されており、夏休みに、子供たちに対しての体験教室も商店街で行っております。

また、柳田小学校のボランティアだけではなく、山川小学校の学童、こども食堂・地域食堂、チャレンジ食堂など、様々なボランティアに精力的に活動している生徒ですので、よろしくお願いたします。

(七夕職務代理者)

個人候補者それぞれの出身中学校を教えてください。

(村元課長)

3名の出身中学校についてですが、水流さんと坂元さんは山川中学校、新西さんは西指宿中学校です。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第10、議案第37号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第10、議案第37号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

7 その他（非公開）

8 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和3年第10回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。